

平成 28 年度 小規模保育事業のご案内

宇治市では、待機児童解消の取り組みとして、少人数の児童を保育する「小規模保育事業」を計 2 か所、30 名の定員で実施しています。

この事業は、保育所等に入所申請中の 3 歳未満の児童が対象です。事業内容の詳細については、Q & A をご覧ください。

< 小規模保育事業実施施設 > (平成 28 年 4 月 1 日現在)

	実施法人	所在地	連携施設	電話番号	定員	保育時間	入所月齢
1	社会福祉法人 あけぼの会	六地蔵奈良町 74 番地の 1 パデシオン六地蔵 フォレストタワー 1 階	第 2 登りこども園	38-0113	15 名	7 時 00 分 ~ 20 時 00 分	5 ヶ月児
			登りこども園	32-3811			
2	社会福祉法人 同 胞 会	広野町西裏 101 番地の 7 第 3 クレスビル 2 階	同 胞 保 育 園	44-3632	15 名	7 時 30 分 ~ 18 時 30 分	5 ヶ月児

< 小規模保育事業の申込 >

申込方法

通常の保育所等入所の申込み手続きをしてください。

保育所等入所申込書の「希望保育所等」欄の横に、家庭的保育事業・小規模保育事業の利用希望の有無を記入いただく欄がありますので、この欄に希望される施設を記入してください。

保育所等入所申込書については「入所のしおり」を参照ください。

申込期間

保育所等の入所申込期間と同じです。

<小規模保育事業Q & A >

Q . 運営主体は？ 誰が保育するの？

A . 実施主体である社会福祉法人が運営します。保育者は、社会福祉法人が雇用する保育士資格を有する者が、それぞれ年齢ごとに保育所等の運営に係る最低基準に準じて保育を行います。

Q . 対象は？また、定員は？

A . 市内に居住する 3 歳未満の保育を必要とする児童で、市内の認可保育所等への入所申込みをしているにもかかわらず入所できていない児童（＝待機児童）が対象です。定員は 15 名です。

小規模保育事業利用中に満 3 歳を迎えられ、平成 29 年度以降も保育の継続を希望される場合は、一斉入所時期（例年 12 月）に改めて保育所等の入所申込みが必要です。

Q . 休日は？

A . 休日は、日祝日及び年末年始です。

Q . 保育内容は？

A . 子ども・子育て支援法に位置付けられた小規模の保育です。実施にあたっては、連携する保育所等がその指導・支援にあたります。また、必要に応じて、連携する保育所等で保育が実施されます。児童の健康診断や給食も実施されます。

Q . 施設に園庭はあるの？

A . 保育所等のような園庭はありませんが、近くの公園や連携する保育所等の園庭を利用します。

Q . 慣らし保育は？

A . 通常の保育所等の入所と同様、最初は短い保育時間からスタートし、児童の状況に応じて徐々に保育時間を延ばしていきます。

Q . 保育料は？ その他の費用は？

A . 金額は現行の保育所等保育料に準じ、直接施設にお支払いいただきます。また、保育料の多子軽減も適用されます。

第 1 子が保育所等、第 2 子が小規模保育 第 2 子は半額（1/2 軽減）となります。

その他の費用としては、出席帳や氏名印などの雑費があります。どちらも直接施設へお支払いいただきます。

Q . 申込方法は？

A . 保育所等入所申請書類の他に特別にご用意いただく書類はありません。添付書類や申込期間なども、同じです。

Q . 小規模保育事業単独の申込はできるの？

A . 小規模保育事業は保育所等を待機されている方を対象とした事業のため、小規模保育事業単独での申し込みはできません。

Q . 希望している保育所等に空きがでたら？

A . 小規模保育事業を利用中、年度途中で希望している保育所等に空きが出た場合、入所選考を行い、入所の案内ができる場合には、別途連絡します。

Q . 施設や保育の様子を見学したいときは？

A . 直接、施設へお問い合わせください。

<小規模保育事業施設位置図>

